

津幡町告示第49号

令和8年度地籍調査事業の実施について

令和8年度津幡町地籍調査事業を次のとおり実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により公示する。

令和8年6月8日

津幡町長 吉田克也

1. 国土調査として指定された年月日
又は事業計画が定められた年月日 令和8年5月15日
2. 調査を実施する者の名称 津幡町
3. 調査地域 舟橋Ⅰ地区（字舟橋の一部）
舟橋Ⅱ地区（字舟橋の一部）
中須加Ⅰ地区（字中須加の一部ほか）
4. 調査期間 令和8年6月9日から
令和9年3月31日まで